

## 学習者用端末等使用条件

令和3年1月7日現在

- 1 学習者用端末(端末)やモバイルルータ(ルータ)を借り受けた児童生徒と保護者の皆さんは、注意をもつて正しく使用・管理してください。
- 2 端末及びルータの使用については、次の行為を遵守してください。
  - (1) 学校が認めた学習活動等(家庭等における場合のものを含む。)以外の目的で使用しないこと
  - (2) 設定等を変更しないこと
  - (3) 個人情報等重要データを保存しないこと
  - (4) 他のソフトやアプリケーションをインストールしないこと
  - (5) 目的外のインターネットの使用は行わないこと
  - (6) セキュリティの維持に努めること
  - (7) ID、パスワード等の情報を他者に漏らさないこと
  - (8) 他者に使用させ、又は転貸しないこと
  - (9) 売却し、廃棄し、又は故意に破損しないこと
  - (10) 他者に対し被害や悪影響を与えないこと
  - (11) 学校が別に定める規定等に反する行為を行わないこと
- 3 学校から端末及びルータの利用及び管理に関して別に指示があった場合は、その指示に従ってください。
- 4 定められた使用条件に違反した場合又は特に必要と認める場合、端末及びルータを返却していただくことがあります。その場合には、直ちに返却をお願いします。
- 5 端末及びルータの貸付料は無料です。  
ルータの通信料は、「学習者用端末等使用条件」に反した利用を行わない限り、無料です。
- 6 貸付期間は、次のとおりです。  
○端末：大阪市立小学校及び中学校に在学する期間  
○ルータ：大阪市立小学校及び中学校に在学し、家庭等でのインターネット環境が整備されるまでの期間  
※ 貸付物品は、実際に在学する各学校の端末及びルータです。
- 7 返却などについて
  - (1) ルータを借り受けた後に、家庭等でインターネット環境を整備された場合は、速やかにルータを校長(学校)へ返却してください。
  - (2) 児童生徒が、在学する当該学校から大阪市立以外の学校へ転出又は大阪市立以外の中学校へ進学もしくは大阪市立の中学校から卒業する場合は、速やかに端末及びルータを当該学校の校長(学校)へ返却してください。
  - (3) 児童生徒が、在学する当該学校から大阪市立の学校へ転出又は大阪市立の中学校へ進学する場合は、速やかに端末及びルータを当該学校の校長(学校)へ返却し、あらためて転出先又は進学先の学校の校長(学校)へ依頼書を提出し借り受けてください。
- 8 端末及びルータを破損又は紛失等した場合は、直ちに学校へ連絡し、学習者用端末等破損・紛失等届を校長(学校)へ提出してください。端末及びルータに係る実費弁償を負担していただく場合があります。  
なお、住居侵入等による第三者による盗難等、使用者の責に帰さない事象については、警察へ被害届を提出し、被害届受理番号を確認してください。
- 9 その他、端末及びルータの使用に際しては、学校の指示に従ってください。